

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（土屋 忍君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位7番。1、下田市政と市長の政治姿勢について。

以上1件について、10番 高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） おはようございます。

自公クラブの高橋富代でございます。

議長の通告に従い、順次質問を行います。

今回の一般質問の内容は、下田市政と市長の政治姿勢についてという幅が広いわけですが、1、下田市の財政について、2、行財政改革について、3、まち・ひと・しごと地方創生について、4、産業振興について、5、男女共同参画についての5項目を取り上げて議論をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、議論をしていく上での共通認識として、少し過去を振り返りつつ、テレビで市民の皆さんも視聴していることでございますので、確認の意味も含め財政の質問をいたします。

私が市議会議員に初当選したのは平成11年の統一地方選挙でありました。当時は箱物行政がクローズアップされているときで、財政が悪くなったのは箱物をつくったせいだという論調で各報道がなされていた時代です。振り返っていただくと、ああそうだなと思いきされるんじゃないかなと思います。

下田市に30億円もかけて箱物ができると、南豆自治研究会発行のチラシが新聞折り込みに入っており、そのチラシを読んだときに、あれ待てよと子供が学校の状況を話していたことを思い出したんです。体育館でマット運動をやろうと思ったら、マットの綿が出ていてマット運動ができない。バレーボールのネットが破れて糸のようになっていてバレーボールが

できない。理科室の暗幕は全部切れていて、光が入ってスライドが見られない。パソコンを使ってプリントアウトをしようとしたら、紙がないから印刷してはいけないと先生に言われた。そういうことを聞いていたものですから、30億円のうちに1億円でもいいから子供のために、学校のために使ってほしいという、ごく普通の母親が思う気持ちで政治活動を始めました。

泥船で海にこぎ出すようなものだと言われたリープロ事業が、今はもうこのリープロ事業の言葉も風化してしまっているんですが、ベイステージ・道の駅開国下田みなと建設事業のことです。火の車である下田市の財政に油を注いだ形となり、集中改革プランで徹底的な歳出削減をしてもなかなか改善をしませんでした。補償金免除の繰上償還がなければ、今も高利の借金返済に苦しんでいたのではないかと、そう思います。

そのリープロの借金がようやく今年度で返済が終わります。このときの地方債の借入れが27億9,910万円、元利償還額は32億5,363万8,000円、下田市の実質的な負担額は12億2,503万3,000円です。公債費比率を見てもみますと、平成12年が15.9%、平成14年が15.4%、平成17年が18.3%です。10%を超えないことが望ましいという指標ですから、下田市の状況がいかに厳しいものであったかご理解がいただけると思います。

市民文化会館で、乾いた雑巾を絞る歳出削減をと当時の渡辺助役が熱弁を振るった平成17年は、自由に使えるお金のうち2割近くを借金返済にしているということになります。昨年11月の全員協議会で配付された中期財政見通しによれば、27年度見込みは6%台になっていますので、当時と比べたら随分よくなりましたが、今後、給食センター、庁舎建設と大きな公共事業が続いていますので、その借金が後年度にどれだけ影響してくるのか、ほかの事業に予算を振り分けることが困難な事態がやってくるのではないかと不安を覚えます。

また、せんだっての補正予算の賛成討論のときにも触れさせていただきました臨時財政対策債の問題もあります。臨時財政対策債は平成13年から行われてきた赤字地方債の制度です。地方債は将来に物が残ることが要件で、それはなぜかといえば、その物を将来の人も使うから借金をしてもよいよという、そういう理屈なのです。ところが、臨時財政対策債はあくまでも一般財源という何にでも使ってよいお金なので、物としては残りません。簡単に言えば、国もお金がないので地方交付税の一部を借金という形で肩がわりをさせたということです。

3年間据え置き20年償還ですから、平成13年に借りたものは平成36年に償還が終わることになります。財政の厳しい下田市においては、制度ができてからずっと臨時財政対策債を借りて財政運営をしてきたのではないのでしょうか。

新年度の予算書によれば、臨時財政対策債の年度末現在高見込額は44億8,630万円です。返済分は後年度に基準財政需要額に算入してよいよということですが、できることなら臨時財政対策債を使わなくても財政運営ができることが理想なのでしょう。

経常収支比率も、臨時財政対策債を経常一般財源に入れなくて計算したものは、平成24年度決算ベースでは96%を超えています。このような現状ですので、とても楽観視はできないと思いますが、市長はどのように下田市の財政を捉えているのかお伺いをいたします。

そして、昨年11月に配付された中期財政見通しによれば、総合計画の財政計画と比べ、平成25年度から31年度までの税収見込額がトータルでマイナス12億円余りの差異が生じております。そして、新年度の予算説明資料によれば、昨年度と比べ6,400万円を超える市税の減という調定をしています。市税の減の要因とその分析をお聞かせください。

2つ目として、行財政改革について伺ってまいります。

本年度で第5次行財政改革大綱が終了するに当たり、評価・検証を行うとしております。第5次行財政改革大綱は、集中改革プランの積み残しの課題解決に向けてつくられたものと認識しております。重点事項として、1、行政評価システムの構築、2、補助金支出の適正化、3、ごみ処理業務のあり方、4、新庁舎建設、5、給食センター建設、6、幼保再編整備、7、小・中学校の再編整備、8、公民館の統廃合、9、市税の現年収納率の向上が挙げられています。現況は遅れ気味だと思いますが、その要因と今後のスケジュール及び現時点での評価をお伺いいたします。

次に、公共施設等総合管理計画、特に施設の統廃合について伺います。

公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設は、市が所有する建築物、道路、橋梁等のインフラ設備も含まれます。個別の公共施設をどのように計画に位置づけるかは各自治体が判断せよということになっていますが、平成18年からの集中改革プランの積み残しである公民館や中学校の統廃合等は今さら検証する必要もないと思っています。この計画で対象となるものは、現在、何を想定しているのかお示しをください。

3つ目は、まち・ひと・しごと地方創生についてであります。

国は、地方創生に向けて、地方に対し人口ビジョンと総合戦略を本年度中に策定するよう求めています。せんだって地方創生に向けた石破大臣のDVDを視聴したところでありますが、まち・ひと・しごと地方創生は、石破大臣があえて否定した地方へのばらまきの要素が高いという感じを受けています。

日本創成会議が発表した消滅可能性都市と地方創生と統一地方選挙が連動しているように

見え、国の傲慢さに腹立たしい思いもいたします。とはいえ、この制度に乗り遅れることの損失は大きいことも事実ですので、できる限り無駄のないよう、そして下田市にとって血となり肉となる計画となるよう願ってやみません。

まず、人口ビジョンについてお尋ねいたします。

下田市の人口、現在2万3,573人。下田市の人口は、社人研の推計によりますと、5年後の2020年が2万1,677人、生産年齢人口は1万849人、65歳以上の高齢者が8,911人です。下田市の推計によれば、高齢者のうち認知症で見守りが必要な方の数は1,812人となっています。こういう推計がある中で、方向性を踏まえた人口規模、下田市にふさわしい人口規模を決めると国は言っているわけです。一体何人の人口ならよいと考えるのか、市長の考えをお聞かせください。

次に、総合戦略について伺ってまいります。

施政方針では、1、地方における安定した雇用を創出する。2、地方への新しい人の流れをつくる。3、若い世代の結婚・妊娠・子育ての希望をかなえる。4、時代に合った地域をつくり、地域と地域を連携するという4つの基本目標に対して、さまざまな政策を効率的に集約し、下田市の実情に合った総合戦略を策定するとしております。

私は総合計画と類似するものではないかと思っておりましたら、やはり皆そういうことは同じで、地方創生本部にはそのような質問が多く寄せられているようでありました。創生本部の説明によると、総合計画と地方版総合戦略とは同じではない。人口減少の克服と地方創生を目的とする。総合計画はその地域の総合的な振興発展を目的としたものなので、目的の範囲が違う。地方版総合戦略は数値目標があるのでK P Iの設定などがあるが、総合計画にはそれがない。そのような説明がありました。

しかし、下田市第4次総合計画は、下田市の将来を担う若手・中堅職員が議論を重ね、身の丈に合った計画をつくり、財政計画もつけ、実効性を持たすために第5次行財政改革大綱を作成しました。

私は、財政計画をつけた総合計画プラス行財政改革大綱が地方版総合戦略なのではないかと思っているのですが、地方版総合戦略と議会が議決した第4次下田市総合計画の整合性をどう担保するのか。また、計画策定業務委託の予算が計上されていますが、コンサルタント会社に丸投げするということになるのか、あわせて伺いをいたします。

その一方で、全国一斉に計画業務を行うということは、子ども・子育て支援計画を策定した昨年度と同様、コンサルタント会社が手いっぱい状態となり業務を請け負えない事態が

発生する可能性もありますし、金太郎あめのような計画ができ上がる可能性も高いと思います。

地方創生本部によれば、ビッグデータを活用した地域経済分析システムを活用せよと言っています。産業、人口、観光、実態比較を瞬時にできるようにするということでもあります。地方には人材がないので、200名のコンシェルジュを派遣するのだそうです。コンサルタントにしても、有能な人材を獲得するには大きな費用が必要になります。国からの補助金が出るとはいえ、下田市の財政上取り組むことが可能なのか、当局の見解を伺います。そして、総合戦略とはどういうものを考えているのか、市長の考える具体的な施策があればお示しをいただきたいと思います。

4つ目は産業振興についてですが、特に水産業についてお伺いをいたします。

市長の施政方針の重点事業は、観光振興による経済活性化が掲げられています。「きんめだる」を初め、市長の行動にもあらわれていきますように、やはり金目を初めとする海産物が下田の売りでしょう。実際に、下田に来られる観光客はおいしい海の幸を求めていらっしやいます。どんな目的で来られても食はついて回ります。観光振興を重要課題として取り組むのならば、おいしい魚を提供する水産業の担い手を育成することが極めて重要であります。漁協は取り組みをしているようですが、地方版総合戦略の重要な取り組みの一つとなると考えられないでしょうか。

第4次下田市総合計画においては、基本目標を実現するための施策として、漁業就業者の新規参入を容易にするために、制度を改革し、担い手の育成を図るとあります。今までの実績と下田市として今後どのような取り組みをしていくのか伺いたいと思います。

5つ目は、男女共同参画についてでございます。

政策や方針決定過程の女性参画の促進がうたわれて久しいものがあります。下田市の審議会などには一定割合で女性を登用してはいますが、事業としては男女共同参画イベント等の静岡県との共同開催や男女共同参画情報誌ハーモニーでの啓発活動が主なものとなっています。

男女共同参画というのは、人としてその能力に応じて必要とし必要とされる分野に参画していくもので、女性を優遇するものでもないし、女性目線を強調することに私自身は抵抗もあります。しかし、私が議員として取り組んできたことを思い起こしてみますと、ほぼ教育と子育てに関するものであります。一人の母として取り組んできた部分も多かったのも事実です。

昨日の小泉議員の一般質問で思い出したのですが、放課後児童クラブの設置のときもこの議場で随分議論をしました。母子家庭や共働き家庭の働く母親にとって、小学生が下校してから自分が帰宅するまでの時間がとても心配なのです。私は、他市で既に行われている学童保育を小学校の空き教室で行ってほしいと訴えました。当時は、空き教室がない、空いているように見えるだけで、必要なときに使う余裕教室であるというのが学校の姿勢でした。私には物置にしか見えませんでしたけれども、空いてはいないという答弁をもらいました。随分議場や場外で激しいやりとりをし、ようやく設置にこぎ着けました。

運営をしていく上で、使用している部屋に水道が欲しいという要望が上がりました。水道を引くと原状復旧ができないから水道を引いては困るという話でした。当時は教育委員会と福祉事務所の垣根、縦割りの弊害がとても大きかったです。それを思うと、放課後児童クラブが2校に設置されているのは、これでも随分前進したものだと思います。

そして、今朝ふと思ったんですが、蓮台寺パークの料金の値上げの条例改正を修正したということもありました。それは私が議員になってすぐのことでしたけれども、今、議場にいらっしゃる大川議員から、大したものだとそのときお褒めをいただきました。行財政改革の一環で、子供たちからも料金を取るというお話でしたけれども、下田の小学校にはどこもプールがございません。そのとき敷根プールはあったんですが、飛び込んだりすると監視の方に叱られる。子供たちが唯一遊べるのが蓮台寺パークでありました。そういう意味において、下田から、まちの中から蓮台寺パークにバスに乗って遊びに行く子供たちも多い。だからこれは無料にするべきだということを、母親の立場でごく普通に考えたことを訴えて、当局が出してきた条例案を修正したということになりました。当局が出した条例案を修正することがどのくらい大変なことなのか今になればわかります。そのときは全くわからず、言いたいことだけを言って、周りの議員の皆様が賛同してくれたおかげでそういうこともできたということでもあります。

そのほか、特別支援の問題、学校図書館への司書の配置、学校トイレの洋式化など、子供は欲しいとは言わないが、必要だと思うことを取り上げてきました。児童虐待の問題も、やはり女性目線で母親の心で一般質問や予算審議で取り上げてきたのだと思います。議員としての私が女性であったということは多少は貢献できたのかもしれないと、そういう意味においては議員というのはやはりやりがいのある仕事です。

しかしながら、落選期間を入れて16年間の政治活動の中で、私以外に女性議員が出てこなかったという現状があります。やはり女性にとって選挙に出るということは男性よりもハー

ドルが高いと思います。ましてや組織がなければなおさらです。定数を減らすということもまたハードルを上げたということだと私は思っています。そういうことが現状だと思いますが、当局は女性の政治参画を促進するための政策を考えていただけるかお伺いをいたします。

主旨質問は以上であります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、下田市の財政についてであります。平成26年11月21日の下田市議会全員協議会におきまして、平成27年度から平成29年度までの財政見通しを報告させていただきました。その見通しの中で、公債費の起債償還額は平成27年度が約6億7,900万円、平成28年度が約6億4,500万円、平成29年度が約6億8,800万円。市税の収入額は平成27年度が約27億7,400万円、平成28年度が約27億1,900万円、平成29年度が約26億7,100万円。地方交付税は平成27年度が約25億5,600万円、平成28年度が約24億5,100万円、そして平成29年度が25億1,300万円というふうに見込んだところであります。

財政調整基金からの繰り入れはないものとして、3年間の財源不足額は約11億9,700万円と見込んだところであります。

平成27年度当初予算編成に対しましては、財政調整基金の取り崩しが無いものとして収支バランスを見込んだところ、約4億1,300万円の収入不足との見込みとなりました。その後の編成過程の中で、財源不足額が約1億2,900万円解消され、最終的に不足になった額が2億8,400万円ということで、財政調整基金から繰り入れ、平成27年度当初予算を編成したところであります。

また、起債残高につきましては、地方債現在高見込み調書から、平成25年度末におきまして一般会計で79億7,300万円、特別会計を含めて180億3,000万円となっております。平成26年度以降におきましては、給食センター建設事業、新庁舎等建設事業等と多額な起債をその財源とすることとなりますが、平成25年度以前の起債の償還が終了していきますので、起債残高が一時的に増加するものの、その後は事業の集中と選択によりできるだけ抑制をし、毎年の償還額以下の借入を行っていくことにより残高の減少を図っていくと考えております。

臨時財政対策債につきましては、平成13年度にこの制度ができ、今まで借り入れた残高としましては、平成27年度末時点で44億8,630万円程度となると見込んでおります。この起債の元利償還金分につきましては地方交付税の基準財政需要額に100%算入となっておりますし

て、平成26年度におきましては県単道路整備事業及び県営街路整備事業を交付金措置のない起債での借り入れを予定しておりましたが、平成26年7月に平成26年度の地方交付税が決定をしたため、この2つの事業に係る起債を交付税措置のある臨時財政対策債に割り振りいたしました。

議員のおっしゃるとおり、臨時財政対策債を借り入れずに財政運営できることが理想ではありますが、今後の財政運営のためにも交付税措置のある有利な起債であります臨時財政対策債を活用せざるを得ないという状況であると考えております。

続きまして、人口ビジョンについてお答えをさせていただきます。

人口の規模につきましては、国のまち・ひと・しごと創生の長期ビジョンにおきまして、2060年に1億人程度の人口を確保し、という、そういう明確な数字ではなく、各自治体がそれを受けて長期的に人口ビジョンを考えなければならないというところであります。

当市におきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計データによりますと、20歳から39歳の女性は、2010年現在2,041人が2040年には1,063人になると推計をされました。また、これを参考にした国の人口ビジョン用の独自推計であります2040年には770人、38%になると推計をされているところでもあります。

人口増減の要因としての大きなものは、1つは出生率、そしてもう1つは流出の人口が考えられているところでもあります。ともに推計の計算値に関しましては専門的に行ってみないとわからないというところではあります。仮に独自推計の女性率をですね、2040年までに50%を確保するためには、概算であります。出生率を現在の1.4人弱から2.0～2.5人の範囲まで伸ばさないといけないということになっております。それでも人口は2040年には1万5,000人強、2060年には1万人を割ってしまうというふうに考えているところでもあります。

人口上昇するための出生率を計算しますと、4.1～4.7人の出生率であれば、2040年2万2,000人弱を境に次第に上昇していくと考えておりますが、果たしてこの出生率が妥当かということになりますと、現実的には無理な数字であろうというふうに判断をいたします。

そこで、もう一つの要因であります流出人口であります。当市の人口減少の要因としては流出人口というのは大きなものでありまして、仮にこの異動率がゼロの場合は、独自推計上、2040年の20歳から39歳の女性人口は1,044人、69%となりまして、人口は2040年1万6,500人強が2060年には1万2,000人弱となり、やはり下降線というふうになります。現在の流出人口のまま出生率を上げたものよりは下降線は上向く予定になろうかというふうに思います。

仮に2040年を境に人口増加をさせるに必要な目標値は、出生率2.8～3.4人、異動率ゼロとなり、その際の人口は2万1,865人、以降上昇していくと計算上は仮定されるところであります。

では、出生率2.8～3.4人、異動率ゼロも現実的にはかけ離れた数値であろうかというふうに思いますが、この2つの要因を地域の実情に合わせて対応していくことが長期ビジョンの中で重要不可欠なことだというふうに考えておきまして、総合戦略を初め、各施策を計画していきたいと考えております。

なお、今まで述べた計算方法はあくまでも概算でありまして、今後、人口ビジョンを作成する際には、詳細なデータ分析、計算等により正確なものを出していきたいというふうに考えております。

続きまして、総合戦略についてのご質問であります。下田版総合戦略と第4次下田市総合計画との整合性についてであります。総合計画は市の各計画の基本となるものでありまして、下田市版総合戦略の上位に位置しております。人口減少、あるいは少子高齢化対策についてもうたわれているところであります。

総合計画は来年が計画期間の中間で見直しの年であります。その際には、上位計画であります。細部には総合戦略の要素が必要になると考えております。総合戦略の策定におきましては、総合計画の趣旨は守らなければならないというふうに考えております。そして、計画の理念に反することなく、要素を取り入れて、地域の実情に合わせた実行戦略として下田市版総合戦略を位置づけていくという関係にあると認識をしております。

総合戦略の策定に当たっての委託内容であります。あくまで戦略策定は市が行い、委託は支援業務であるというふうに考えております。策定に当たりましての体制は、庁内における経営戦略会議、またプロジェクトチームと民間の事業者の方々などの協力を願う協議会によりまして戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、国は地方への支援としてシティマネージャー派遣と地方創生コンシェルジュの2つの人的支援を提示いただいております。シティマネージャーの派遣は、国の職員または民間学識経験者を各地方自治体の幹部や顧問の立場で全国へ100名ほど手当とするということで、費用は各市町の負担というふうになっております。また、地方創生コンシェルジュは、各省庁に各自治体担当を置き、窓口にて対応いただけるということでありまして、当市におきましてはシティマネージャーの派遣はお願いをしておりますが、コンシェルジュ制度には申請をしております。

全国の自治体が戦略策定となるために、議員がおっしゃるように委託事業は手いっぱいになるということは危惧しておるところであります。委託の選定に関しましては、今後、プロポーザルにて選定をしたいと考えております。戦略は地域の実情に合わせたものでなければならない、また、画一化されたものであってはならないというふうに考えておりますので、事業者の選定に関しましては迅速かつ適正に対応し、国の支援も利用し、また地域の協力もいただいて策定していきたいと考えております。

内容につきましては今後協議しなければなりません、既存の計画であります観光まちづくり推進計画を応用、膨らませた形で、それに子育ての視点も加えた形ということを考えているところでもあります。

続きまして、産業振興につきまして、水産業の人材育成の取り組みということですが、観光振興の一つであります下田市観光まちづくり推進計画に基づく、美味しいまちづくりプロジェクトの一環としまして、商工会議所を中心に下田ブランド策定調査委員会を設置し、水産物を活用した新しい下田ブランドについて現在検討中であります。

また、水揚げ日本一を誇ります金目鯛のブランド化と消費拡大を目指した「きんめがど〜ん」の事業も始まり、観光活性、経済活性、あるいはにぎわい創出に寄与すると期待しているところでもあります。しかし、議員ご指摘のように、反面このような水産業を担う後継者の不足は大きな課題となっていると認識しております。

そのような状況の中で、伊豆漁協におきましては、全国漁業就業者確保育成センターと連携をしまして、平成21年度から新規漁業就業確保事業を行っているところでもあります。平成26年度までに、年齢としましては19歳から63歳までの12名の方が漁船での実践研修を行っております。そのうちの2名の方がそのまま研修を行った漁船に乗り子として働いておるところでもあります。これまで下田市独自の担い手育成の取り組みはございませんが、今後もこのような国の新規漁業就業確保事業を活用し、一人でも多くの方が水産業に興味を抱き、また、長く携わっていただきたいと期待しているところでもあります。

市としましては、水産業の拠点であります漁港の整備や水産施設の整備、また、水産業の振興を図るための水産振興事業を実施してきたところでもあります。今後も水産関係者等と連携を図りながら、漁港整備により安定した操業、そして魚介類の種苗の継続的な放流による水産資源の維持増大を図ることによりまして、漁業収益を向上することで新たな漁業就業者、担い手の確保・育成につながるものと考えております。

続きまして、男女共同参画についてで女性の政治参加を促進するための政策はというよう

なご質問であります。男女共同参画としましては、市の審議会等に占める女性委員の割合は、平成25年度調査時点では13.1%と一定の参画はいただいておりますが、県内平均は23.4%でありますし、4番目に低い数値ということになっております。このような状況は、参加いただきたい女性の皆様にも不参加にならざるを得ない諸事情があるとは思いますが、まずは参加を促すための努力や環境整備を市としてしっかりやらなければならないというふうに考えております。

事業といたしましては、男女共同参画市町連携実践セミナーというのを県と共催で年に1回開催をしております。昨年度は男女共同参画の視点を生かした防災対策という、そういうテーマでセミナーを開催しまして60名ほどの参加をいただいております。また、男女共同社会の実現を目指す市民懇話会にご協力をいただきまして、情報誌ハーモニーを年4回発行し、啓発活動を展開しているところであります。

平成23年度よりの10カ年の第2次静岡県男女共同参画基本計画においては、土壌づくり、環境づくり、社会づくりの3つの方針のもとで各施策の方向を示しています。当市におきましても、一人一人が輝く男女共同参画社会の実現を目標に、平成21年度より10カ年の第2次下田市男女共同参画推進プランを策定し、計画に取り組んでいるところであります。

議員ご質問の女性の政治参画の促進であります。男女共同参画社会基本法にうたわれております政策等の立案及び決定への共同参画を推進することによりまして、その延長線上に政治参画があるというふうに考えます。その意味からしますと、政治参画のみならず、家庭や地域、あるいは職場におきまして、女性の活躍を妨げる社会的要素があるならば、それらを解決していくことが必要である。また、同時に男女ともども社会参加の意識の向上を目指していかなければならないというふうに考えます。

多くの女性がそれぞれの立場や能力に応じて社会参加いただくことは、現代社会の重要な要請でありますので、行政としても、すべき環境づくりを推進していきたいと考えております。

静岡県内における女性議員の占める割合が昨年11月に示されましたが、それによりまして県議会議員が7.7%、市議会あるいは町会議員が10.3%ということで、下田市は高橋議員のおかげで7.7%というところであります。割合の高い市町は、裾野市が23.8%、伊豆の国市が23.5%で、低い市町は南伊豆町、松崎町、西伊豆町がゼロ%ということでありまして。また、国会議員におきましては、超党派の有志が政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟というものを設立しまして、議席の一定数を女性に割り当てる、クォーター制という

んでしょうか、を導入するなど検討をしていると報道があります。

下田市の議会においてはこのような検討はなかなか難しいものと考えますが、女性市長である島田市におきましては、女性市民による女性議会を開催したり、そういうことで女性が政治に関心を高める機会をつくっているということでありまして、また、学校教育でも女性の議会参画の意義を教えるということは有効であるというふうにいわれていますので、議会の皆様にも積極的に検討いただければ、行政としても協力していきたいというふうにご考えております。

他のご質問の各項目につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） それでは、私のほうから1点目の下田市の財政についてですけれども、総合計画の財政計画、中期財政見通しと比べまして、平成25年度から31年度までの税収見込額がトータルでマイナス12億円余りの差異が生じている点、また、新年度の予算資料によれば、昨年度と比べて6,400万円を超える市税の減という調定をしている点等を含めまして、市税の減の要因と分析を聞かせてほしいという点及び2点目の行財政改革の第5次行財政改革大綱におきます重点事項のナンバー9の市税等現年度収納率の向上の点の実績、取り組み内容、評価、今後の取り組み等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の市税の減の要因の分析等ですけれども、下田市中期財政見通し、平成26年10月10日現在におきまして、市税の収入見込額調におきましては、平成25年度から平成31年度までの7年間の総合計画、財政計画の税収見込みの合計額は202億7,500万円でありまして、これに対して予算の見込みの合計額は190億5,600万円でありまして、その差は12億1,900万円となっております。この差額は単純平均で年約1億7,400万円の減となるものでございます。

なお、財政見通し、現年度調定分の考え方といたしまして、市税の中の基幹となります、財源の中心となっております個人市民税と固定資産税におきまして、まず、個人市民税におきましては、死亡、また出生や転入転出の人口動態の増減数等から納税義務者数を推計いたしまして、過去3カ年分の傾向などから1人当たりの平均税額、また所得割額の単価等を算出しているものでございます。

また、2点目の固定資産税におきましては、土地評価では不動産鑑定委託に基づきました評価額の下落等の推移から税額を推計いたしまして、家屋では新築家屋の建築状況や経年減点補正率の適用状況などから調定額を算出しているものでございます。

これらの要因をもとに現時点で推計いたしますと、下田市におきましては、少子高齢化を伴う人口減少が続く中、個人消費の縮小と減少、また、収入、所得の伸び悩み、また、新たな土地取引や新築住宅建設などの低迷、企業の設備投資の低下など厳しい状況が続いておりますので、歳入の根幹をなす市税につきましては、調定額、また収入額の大幅な回復は望めない社会経済状況が続くと予想しているものでございます。

また、新年度予算編成におきましても、昨年度と比べ約6,400万円の市税の調定減につきましても、下田市中期財政見通し、現年度調定分の算出と同じ分析方法、また考え方により予算額、調定額を算出しているものでございます。

続きまして、第5次行財政改革大綱の重点事項の9に当たります市税等現年度収納率の向上の件でございますけれども、この9番目の重点項目につきましては、平成25年3月に第5次の行財政改革大綱及び同実施計画の改定によりまして、市税等現年度収納率の向上が重点事項に格上げされたものであります。

第4次の総合計画を着実に推進していくためには、市の自主財源の確保が特に大きな課題であります。その自主財源の大半を占めるのが市税であるために、実施計画改定の趣旨であります歳入の確保を最大限目指すことを主眼に、現年収納率等の向上に取り組んでまいりました。平成25年度の実績でございますが、市税現年度収納率は96.0%で、この大綱のほうの目標数値にしております96.5%より0.5ポイント減となっております。平成26年度につきましては前年度収納率を上回る状況で推移しておりますけれども、行財政改革大綱の重点事項に格上げされた状況を十分認識しまして、さらに収納率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

なお、具体的な徴収対策につきましては、差し押さえ、搜索、執行停止など、さらなる徴収対策の充実強化に努めるとともに、徴収困難事案に関しましては、静岡地方税滞納整理機構へ徴収事務を移管し、早期解決を図っております。

また、具体的な施策としましては、夜間の電話催告、また、初期滞納者の電話催告、高額滞納案件を対象に管理者と徴収担当者とのヒアリングなどを継続実施しまして、目標数値を達成するためにこれまでの徴収対策を一層進めるとともに、特に初期滞納者への早期対応に重点を置きまして、滞納初期における実態調査、財産調査を強化していきたいと考えております。

なお、国民健康保険税でございますけれども、平成25年度の現年収納率は87.3%でありまして、滞納繰越額の増の要因となっているため、市税同様の取り組みを進め、収納率の向上

に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 私のほうからは、第5次行財政改革大綱についての全体的な部分と私ども企画財政課のほうで所掌しております行政評価システムの構築、それから補助金支出の適正化、あわせて、公共施設等総合管理計画についてのご質問に対してお答えをさせていただきます。

第5次行財政改革大綱についてでございますけれども、23年度より27年度までの5カ年の取り組みの計画となっております。重点事項は議員おっしゃられた当初の8項目に、平成25年度より、今、税務課長のほうからご説明いただきました市税等現年徴収率の向上を重点項目として加えました計9項目の改革の柱及び取り組み61項目を定め、毎年進捗管理を行っているところでございます。

重点事項の進捗状況は、進んでいる項目、計画どおりの項目等もあり、一様に全てが遅れているという状況ではございませんが、遅れている要因等についてはそれぞれで、一概には言えないところではございますけれども、例えるならば、庁舎建設のいろんな方針転換等の問題等や公民館の統廃合における地元の調整等、いわば外的要因によるものが多いような状況であろうかなと思っておりますが、個々に重点事業につきましては、私の答弁の後に各担当課より概略状況等の説明をさせていただきます。

今後のスケジュールでございますけれども、平成27年度が最終年度でありますので、最終的な結果検証は27年度終了後の集計ということになりますので、28年度に行うということになろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、28年度からの第6次大綱策定のため、順次、結果の出ているものを対象としまして平成27年度より着手し、協議をしまっているところでございます。

私どもの所掌しております行政評価システムの構築について申し上げます。

下田市行政経営方針、いわゆる第5次下田市行財政改革大綱とその実施計画であります下田市中心改革プランの重要課題の一つに、実績を重視した新しい人事評価システムの導入や総合計画の実施計画の見直しなどの内部的な評価システムの構築に関する取り組みの検討、実施が挙げられておりました。その課題を受け、行政評価システムの構築を第5次の重点事業として掲げたところでございます。

本来は、業務作戦書を全体像として、各所管施設に対しての公の施設評価と補助金に対し

でのサマーレビューといわれる補助金交付事業評価を各事業評価の側面の一つとし、各事業評価のシステム化を考えていたわけですが、現在の業務作戦書の手法では、各担当への事務負担が目立ち、数値であらわしきれないようなところも多々ございまして、画一化した判断もとりづらい。いろんな効果の判断が難しいというような状況がございます。現在は公の施設評価と補助金交付事業評価は行ってございますが、業務作戦書の評価については、大変申しわけございませんが停滞している状況でございます。

今後は、第4次総合計画の中間見直し、それから、公共施設等総合管理計画の策定、それから人事評価制度の導入など多方面からの評価を結びつけることによりまして、その全体の評価のシステムとしてPDCAサイクルというのがあるんですけども、これらについてはきちんとチェックができるプランニング、計画策定の時点での指標の設定と各事務方に負担の少ない、効率性の上がる方法で行政評価システムの再構築に向けて研さんしていかなければならないと考えているところでございます。

2項目目の補助金支出の適正化でございますけれども、補助金につきましてはサマーレビューを毎年行っておりまして、第5次行財政改革大綱の目標につきましては、特定財源を含まない平成22年度時補助金決定額、約2億円弱なんですけれども、これをもとに平成27年度までの5カ年間で総額1億円の減額を目標というふうにしておりまして、単純に年度で平均しますと2,000万円毎年削減していけば目標値の達成ということにはなろうかなと思いますけれども、現状を申し上げますと、平成27年度で2,109万円、24年度で698万円、25年度で2,177万円となっております。24年度において削減が少ない理由としましては、東日本大震災の関係で黒船祭を1年先送りし規模を拡大して行ったという事情がございまして、削減額の数値が低くなったという事情があるかと思えます。

そのようなことで、不測の事態がなければ目標金額として考えた場合はほぼ順調な状況であるのかなというふうに考えているところでございますけれども、今後も目標設定された金額も念頭に置きまして、補助金本来の公益性、必要性、最終的な効果等を見きわめ、適正な補助金支出の管理を進めてまいりたいと思っております。

次に、公共施設等総合管理計画についてでございますけれども、この計画の対象となるものは、いわゆる建築物等、建物だけではなく、市道であったり農道、林道といった施設、それから都市公園などの施設、これは土地になろうかと思えますけれども、さらに、上下水道設備といった、要するに市が所有する全ての公共施設が該当になるというところでございます。

橋梁や公園などにつきましてはインフラ長寿命化計画を策定している部分もございますけれども、長寿命化計画は主に点検・修繕等を計画的に行い、その結果に基づき安全性の確保や長寿命化を図ることを目的としていることに対しまして、公共施設等総合管理計画は、これらに加え、財政運営の継続性、将来的なまちづくり、国土強靱化の3つのポイントに留意、検討した計画策定が必要とされておるところでございます。下田市の地域の実情を把握し、既存の計画との整合を図りながら慎重に計画策定に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時 9分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤晴美君） それでは、私のほうからは行財政改革の中の3番目の項目でありますごみ処理のあり方についてご答弁をさせていただきます。

ごみ処理業務のあり方でございますけれども、取り組み対象は焼却業務とごみ収集業務について、サービスの向上や業務の効率化などの視点から民間委託への移行を図っていくというものでございます。

ごみ処理業務の民間委託につきましては、業務職員の退職不補充という方針の中で、業務職員の退職を勘案して取り組んでいるところでございます。

取り組みの進捗状況でございますが、収集業務につきましては、現在4台の地域の民間委託を実施しているところでございます。未実施の地域は、稲梓地区の箕作、須原、宇土金、落合と河内地区の下田側から見ておおむねバイパスの左側でございますが、この地区につきましても平成28年4月1日より民間委託を実施していく予定でございます。

収集業務民間委託の評価につきましては、収集経費の削減、収集時間の早期化による市民サービスの向上、粗大ごみ処理の分別が向上したことによる経費の削減、古着や布団のリサイクルによる収入増や焼却量の減少など効果は上がっているものと考えております。

焼却業務につきましては、現在も業務職員8名、4交代制で焼却業務を行っておりますけれども、委託に際しましては、業務職員の退職を勘案するというのと、それから、焼却施設の耐用年数や広域化も踏まえて取り組まなければならないものと考えております。

特に焼却施設の広域化につきましては、現在、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、そして下田市の間で事務担当レベルでの協議を進めております。先般も伊豆の国市、伊豆市の広域一般廃棄物処理施設建設について先進地視察をさせていただいたところでございます。当市の焼却施設は昭和57年4月に供用開始以来32年経過をし、大事に使ってあと10年程度といわれておりますので、広域化の協議につきましてはスピード感を持って取り組んでいかなければならないものと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（黒田幸雄君） 私のほうからは行財政改革について、第5次行財政改革大綱の重点事項4の新庁舎建設のほうについてご答弁申し上げます。

新庁舎建設につきましては、第5次行財政改革大綱実施計画に平成27年度開庁として計画しております。遅れの要因につきましてはさまざまございますが、今後は、平成26年度に引き続き基本計画の策定に取り組み、平成27年度内には用地購入と実施設計に着手し、平成28年度の工事着手、平成30年度の開庁を目指し事業実施をいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 私のほうからは第5次行財政改革大綱の5番、給食センター建設、6番、幼保再編整備、7番、小・中学校の再編整備についてお答えいたします。

5番、給食センター建設について、第5次行財政改革大綱におきまして、新たな給食センター建設事業については、平成25年度に建設工事を実施し、平成26年度には供用開始するという計画で、この計画どおり平成23年度に基本計画を策定しましたが、その後、事業費の問題、財源的な問題も含め、計画より2年ほど遅れている状況になっています。

今回、国の平成26年度補正において、学校環境改善交付金の事業採択がされたことにより、先日の補正（第8号）にて、その事業についてご承認をいただきました。いよいよ平成27年度には建設工事に着手することとなりました。本年4月以降、旧浜崎幼稚園を解体し、本工事に着手してまいります。年度内完成、平成28年度からは稼働を目指して努力してまいります。

6番目の幼保再編整備事業につきましては、平成26年度より、認定こども園、下田保育所、下田幼稚園と3園体制で運営を進めております。保護者、職員の意見を聞きながら、今年度を振り返りながら、よりよい運営を進めてまいりたいと思っております。

7番目の小・中学校の再編整備につきましては、第5次行財政改革大綱におきましては、小・中学校の再編整備についてもその重点事項と位置づけられ、この計画においては、平成25年度までに検討方針を決定し、平成26年度以降に方針実施という計画とされておりました。

教育委員会におきましては、前回の学校再編整備審議会の答申に基づき、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合に向け準備を進めてまいりましたが、地域住民の十分な合意を得ることができなかつたと判断し、平成21年の時点では両校の統合は当面先送りすることといたしました。しかし、その後も児童・生徒の減少に歯どめがかからず、平成21年度の見送りからある程度の時間も経過したことから、稲梓地区の意見交換会を実施する中においても、もはや統合やむなしという傾向が強くなり感じられたため、昨年9月には関連予算の補正を承認いただき、昨年12月18日に第1回の開催以来、これまで学校視察も含め5回にわたり審議会を開催していただき、活発な議論を交わされているところでございます。

答申を得られた後の対応についても、ある程度の時間を要するものと考えられますが、平成21年の統合見送りの反省を踏まえ、地域住民等への説明を丁寧に進めるとともに、それぞれの段階を一步一步確実に進めていき、市民の理解を得たいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） それでは、私のほうからは第5次行財政改革についての8項目め、公民館の統廃合についてご答弁させていただきます。

公民館の統廃合につきましては、第5次行財政改革重点事項に基づき、これまで板戸公民館、落合公民館、八木山公民館、須原公民館、北湯ヶ野公民館、椎原公民館の6館を廃止し、譲与または解体をさせていただきました。廃止された区民の方からは、不公平のないように統廃合を進めるようにというご意見をいただいております。

残る白浜、中、本郷、稲生沢、朝日公民館の5館の統廃合が進まない要因でありますが、地域に根差した利用されている施設であること、ある地区ではほかに集会施設がないため区で多く利用されていることもございますが、担当課と地元の協議が十分に進んでいないことによることが要因だと思っております。

今後は、各公民館ごとの目標年度と方針決定を行い、地元区に説明と協議をしていき、統廃合を推進してまいります。また、スケジュールにつきましても見直しをしていく予定でございますが、協議の調ったところから実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れありますか。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

私は下田市の財政課というのは大変優秀だと思っています。というのも、イエローカードの経験がございますから、要するに夕張市になってはいけないという大変厳しい状態を経験しておりますから、そうならないといけないということで、しっかりと将来を見据えながら、計算をしながら財政を運営されているというふうに思っています。

でも、その財政運営の中で何が一番トップに来ているのかといいますと、市長、あなたです。これをやりたいから財政を何とかしろというのが、実は簡単に言えばそうなんだと思うんですよ。政治家というのは自分の思いがあって、そしてそれを実現するために市長になって、もちろんそれは下田のまちをよくするというために考えて提案をして、それだけの権力を持ってその場にいらっしゃるわけです。でも、やはりね、これをやりたいから財政を何とかするという、そういう立場ではなくて、財政をわかって、下田市の諸課題に心を砕き、これをやりたいというのはそこで初めて言ってほしい、私はそう思います。

残念ながら下田は裕福じゃないものですから、いろんな思いを持ってその場にいらっしゃるけれども、私たち議員もいろんな思いを持って、住民の要望を持ってここにいます。でもなかなかできないですね。それが下田市の現状でありますから、やはりお金は大事に使ってほしい。そして下田を未来につないでいけるように、子供のためにお金を使ってほしいという思いも私にはございます。

そこで行財政改革なんですけれども、行財政改革というのは数値をよくするためのものではないわけです。それはよくわかります。というのは、先ほどの臨時財政対策債の話ではないんですけれども、分母が増えれば数値はよくなるとか、そういう話にもなってきますので。ですから、数値的な問題ももちろん大事ですけれども、そこで数値がよくなることによってどういう効果があるのかということをしつかりと一つずつの事業で検証をしていただきたいと思います。

それは、経営戦略会議がどうだったかはちょっとわかりませんが、一々そういうも

のを開いて、職員が集まってそこで議論をするということではなくて、職員の方々が日々自分の事業の中で考えてやっていくことです。大げさなことではなく、一つずつの事業が本当に何のためにやっているのかということをしかりと認識するために、この業務作戦書をつくるんだと、そう言ってこの静岡県の何とか方式というのを取り入れたわけですから。結局、今の下田市の職員の状況ですね、業務量と職員の配置の問題では、まずこういうことをするのも無駄であろうというふうに私は思います。一人一人の職員が本当に自分の業務がどういうふうな効果があって、何をやっているのかということをおいつつ数値目標に向かっていくということが喚起できればいいのかなというふうに思いますので、そのあたりは一々会議を開いて作戦書をつくってどうとかいうことではなくて、皆さん方で少し下田市のために自分たちはいるということをおまず思ってお仕事をしておきたい、そういうように市長自らが率先して行動をしておきたいと、そのように思います。

総合計画は、先ほどのご答弁ですと総合戦略の上位にはなるんだということでおございました。それも見直したときには総合戦略の要素を取り入れてやっていくということでもありますので、しかし、これは議会の議決がないわけですよ、総合戦略に関しては。

なぜ総合計画のほうに私がこだわるかといえは、やはり先ほど主旨質問でも申し上げたように、あのときは業者に丸投げするのではなく、若手の職員が一生懸命連日議論をして、自分たちが担っていくんだという心をもつてつくった計画でおございます。そして、それを議会でももんで、議場で可決をしたわけですよ。議会が可決をした総合計画をやはり大事にしてもらいたい。そこには、あそこにお書かれているものだけじゃないんですよ。そこにかかわった若手職員、中堅職員の思いが入っているんですよ。ですから大事にしてほしいんですよ。

この総合戦略は、国から言われて、まるで先ほど、私、自民党員ですけれども、自民党の悪口言うように大変恐縮しながら言っているんですが、地方へのばらまきでしかないんですよ、こんなの。だけど、それでもそれを使わない手はないわけですから、上手に使いながら、ぜひ総合戦略という名のもとに総合計画を進めておきたい。私はそのように思います。いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、まずはやはり議員がおっしゃるように総合計画というのはきちっとあるわけですから、それがまずは大もとだというふうに思います。

その中で、今回、下田市の総合戦略というのは5年間の中でやる。また、策定も1年以内

で策定しなきゃならない。27年度中とは言われていますけれども、やはり国の関係の方、あるいは各市町の方と話しますと、やはり早いほうがいいだろうということになりますと、半年以内にはもうある程度の形を見せて、そしてそれをもまなきゃならないという状況がありますので、総合計画をつくる作業とはちょっと時間的には短いなというふうに思います。そういう中では、先ほど言った総合計画のもとの中できちっと読み取って、切り口、あるいは入り方、そういうものを少し変えてですね、新たな形で戦略という形で実行していくと。

それともう一つ、先ほど言いましたが、観光まちづくり推進計画というのもありまして、これもこのまちの進め方の大きなものでありますから、そういうものも参考にして戦略をつくっていくというふうに思っておりますので、きちっと総合計画との整合性はつくっていくというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） すみません、許可を得ずに。一問一答でお願いします。

先ほどもう1点気になったのが男女共同参画についてなんです。

環境整備をしていくということに重点を置かれると市長はおっしゃったわけですが、女性が関心を持つように議会の皆さんに検討してもらえればと、そんなお話もございました。でも、それは違うと思いますよ。企画財政課が所管しているわけですから、女性が政治に関心を持つような事業を男女共同参画事業としてやったらいいわけじゃないですか。職務放棄だと思いますよ。

私は、やはりこの議会という場で女性がいることは望ましいと思います。男の人と女の人と半々いるわけですから、それが優遇する必要はない。だけど、私はこの場に出て何かを発言して下田市政にかかわっていくと思われる、そういう思いを持つ女性を増やすことは当局の仕事ですよ。どう思いますか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほど言いましたように、政治参画だけが私は最終目標だというふうには思っておりません。その前にいろんな共同参画の中で場面がありますので、そういう中で女性を登用するということは必要ですし、女性の意見をきちっと捉えながらやらなきゃならない。ただし、こういうふうに男女共同参画というような言葉が出るように、何らかいような原因があって、やはり人口としては半分半分いながら、場面、場面ではなかなか女性のそういう社会参加というのが弱いというか、人数的にも少ないという状況がある中で、やはりそういうものをどこかで推進していくということを重要視されていると思います。その中

で、女性がそういうふうなものに参画しにくいとか、そういう環境というのはやはりあるのかと思いますので、そういうものがどういうものなのか、それをどういうふうに解決できるかというのが一つ大きな問題というか必要なものだというふうに思います。

そういう中で、今現在、いろんな審議会等いろいろやるに当たって、女性の参画を要するにゼロにするなんていう方針は一切ありませんので、きちっとそういう方に参加をしていただきたいということになっていますので、まずはそういうことをきちっと進めることと、女性がそういうものに対していろいろ出れない事情というのはあるのかと思いますが、そういうものを解決しながら、そういうものに積極的に来ていただくと。そういう延長線上に政治参加というのはあるのかなというふうに思っております。

それで、先ほど言いましたが、例えば国でクォーター制という、ちょっと私それ以上よくわかりませんが、そういう例えば女性の参加を促すため特別なルールをつくるということ自体は、それはこの地方議会にとってどうなのかというのは私もちょっと判断しにくいところありますので、そういうものはなかなかすぐにはできませんけれども、議員になられるための中でどういうふうなことをしたらなりやすいのかというのは検討する必要あるかと思いますが、ここは先ほども議員がおっしゃるような微妙なところで、男女というものをどこまでそういうふうに区別というルール上分けたらいいのかというのもあるかと思いますが、そういう意味からしたら、まずはいろいろ社会参加の中に、その延長線上に政治参加をしていただければというふうに思っているところであります。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 多分このままこの話をしていくと時間がなくなりそうなので、やめようとは思いますが、企画財政課長、もうすぐ卒業されますけれども、ご答弁いただきたいんですが、実は少し市長の言っていることはずれがあると思うんです。ですから、女性が議会に出るために必要な要件を整えるというのは、1つは、政治とは何か、議会とは何か、そういうことを男女共同参画事業の中できちんと啓発活動としてやっていく必要もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） お互いに卒業するんですけれども、ご指名ですので答弁をさせていただきます。

市長が先ほどから答弁されているように、行政が直接的に政治的要素を含んだ施策というんでしょうかね、それについてはいかがなものかという部分がございますけれども、今現在

進めている施策の中で、政策決定過程の中にご参加していただいているという状況等は現実的にはあるわけでありまして、その中で参加していただいた女性の方が、それを契機に政治的な興味を持っていただく、こういう問題があったんだと、いや、こういうふうにしたほうがいいんだらうという問題意識を持ったときに、まさしく高橋議員が議員になられたように、そういった動機づけが行政としてできればいいのかなというふうに考えているところでございます。

正直なところ、企画財政課として実際に具体的な事業としては本当に寂しい限りで大変申しわけないとは思っているんですけども、既存の事業等の中に議員おっしゃられるような要素を含んだメニューを考えると、そういった工夫することも可能ではないかというふうに思っておりますので、次年度以降、新しい若い課長さんが多分なれると思いますので、そういった工夫をぜひしていただきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） ありがとうございます。ぜひ申し送りをしていただきたいと思います。

それでは、地方創生のほうを少しお話をしたいと思います。

下田市の財政がよくなれば行政は継続されていくと。それが私の、大きさに言えば、ふるさとをつないでいくという意味だったんです。だから今まで財政のことも随分議会で取り上げてまいりました。でも、それはやっぱり限界があるということもわかってきました。

自治体の財政というのは人口で決まってきます。このまま人口が減っていくと、ある時点で行政機能が担えなくなるわけですね。このときを見据えて積極的な政策も必要になってくると。積極的な政策というと、下田市の場合はどうしても強みというのは第3次産業、特に観光振興になってしまいますけれども、それは悪いとは言わないんですが、先ほど来お話をさせていただきましたけれども、観光振興するための大もとである第1次産業の育成に力を注いでいってほしいと、そういうふうに思うわけです。

せっかく漁港施設整備を行っても、将来にわたって漁を行う人がいなければ、いずれ使われなくなってしまって、お金をかけた意味がなくなるわけです。また、産業振興課の範囲というのはとても広うございますから、農林水産、そして商業まで所管しています。第1次産業に配置されている職員で何人でしたでしょうかね。何かすごく少なかったような気がいたします。今、数字がぱっと出てきませんが。生活の基礎をつくる担当課としては実に寂しい人員の配置じゃないかと思うんです。

縦貫道のパブリックコメントに、当局は次のように答えています。消滅可能性都市を回避するためには、2040年までの間に20～39歳の女性の減少率を抑えること、現在、1～2歳の子供やこれから生まれてくる子供たちが下田に住み続け、子育て世代が移住してくることが必要と。そういう認識を持っているということだったんですね。

この若い世代を呼び込むというのであれば、若い世代が住みやすい状況をつくらなくてはなりません。若い夫婦が例えば都内で賃貸を探すときに、乳幼児不可というところが多いんですね。赤ちゃんの夜泣きをされては困るということで、住むところがないんです。ならば、下田って空きアパートですとか空き賃貸、そして広い面積もございますので、赤ちゃんの泣き声を気にせずに住まえる場所を提供するという政策があってもよいのではないかと思うんです。もちろんただというわけにはいきませんが、自然に恵まれた場所で子育てができる状況をつくり出すという視点が必要だと思います。

小児救急や産科の問題はありますけれども、市外、県外の病院と提携して、下田市としてできる限りの安心を用意すればよいと思います。そういう中で、赤ちゃんのオーケーな賃貸物件の紹介ですとか、漁業従事者の育成のための家賃援助ですとか、そういったものが地方版総合戦略の一つになるのではないかと私は思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 空き家の活用につきましては、各議員からいろいろご指摘を受けているところであります。また、その空き家のある場所というのも中心市街地というかまちなかにある。そういうものもありますし、農漁村部にもあるというようなことの中で、利用もいろいろ変わってくるかなというふうに思います。

今、各市町では空き家バンクという形でそういう空き家をきちっと登録、管理をして提供していくというシステムをつくっておりますが、まだ下田市のほうではそれが充実されていないということでもありますので、そのことはしっかりやらなきゃならないと思います。

それを踏まえて、どのような方がそういう需要があるのか、あるいはそういう希望があるのかという調査も同時にしませんと、空き家だけそろえて、どうぞと言ってもなかなかだめだろうと思いますので、また、そういう需要を調査するというのも必要な中で、それを結びつけていくという努力をしていきたいというふうに思いますので、そういう施策に関しましては今までやはり遅れていたということは事実でありますので、今後、地方創生の中できちっと検討して、下田らしいそういう空き家対策というか交流人口というか移住の促進というようなことをしていきたいなというふうに思いますし、また、人によりましては二居住と

いう、東京に例えば仮に半分、こちらに半分というような住み方というのが、かなりおもしろい使い方というか下田にとって合うやり方だなとも思いますので、またそういうのも検討していくのも必要かなというふうに思っております。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） ぜひ今後、市長の行政運営に期待をしたいと思います。頑張っていたきたいと思います。

今回、市民の皆様からお預かりしたこのバッジをお返しするに当たり、市民の皆様、当局の皆様、同僚の議員の皆様、支えていただいた全ての皆様、そして政治へと導いてくれた南豆自治研究会、2人の友人に心より感謝を申し上げ、下田市議会議員として最後の一般質問を終わります。

まことにありがとうございました。

○議長（土屋 忍君） これをもって10番 高橋富代君の一般質問を終わります。

---

#### ◎議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第9号についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開き願います。

議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、2ページから4ページの内容のとおり改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続法の一部改正に伴いまして、行政指導の中止等及び処分等を求める申し出制度を創設するとともに文言の整備を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の1ページから12ページにかけてご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございまして、これ以後のページも同様でございます。

目次中、第4章の次に第4章の2処分等の求め（第35条の2）を加えますが、この部分が

今回の改正の主な部分でございます。第1条から6ページの第15条までの改正は、行政手続法の一部改正及び本条例改正に伴う条や項のずれの整備、また、「名あて人」を漢字にするなどの文言整備をするものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

第19条第2項第5号は、「又は保佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改正するもので、行政手続法第19条の規定に合わせたものでございます。

第22条から第31条までの改正は、「名あて人」を漢字にするなどの文言整備をするものでございます。第33条第2項は法改正に伴い新たに追加するもので、行政指導をする際に、許認可等の権限、処分権限の行使し得る旨を示すときに相手方に示す事項を定めるものでございます。第1号では根拠法令の条項、第2号では条項に規定する要件、第3号では適合理由を定めております。第4項第2号は、書面の交付を必要としないものに電磁的記録を追加するもので、行政手続法第35条第3項第2号の規定に合わせるものでございます。

なお、電磁的記録とは、具体的にはフロッピーディスクやCD-ROM、USBメモリーなどのコンピューターで認識できる媒体を指しております。

10ページをお開きください。

第34条の2は、法令に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合にその行政指導の中止等を求めることができる旨の規定を新たに創設するものでございます。第2項では、第1号から第6号に掲げる事項を記載した申出書の提出をしなければならない旨を規定し、第3項では当該申し出のあった場合は、必要な調査を行い、行政指導が不適切な場合は行政指導の中止等の措置をとらなければならない旨を規定しております。

第35条の2は、法令違反事実を発見した場合にそれを是正するための「処分等」を求める申し出制度を新たに創設するものでございます。第2項では、第1号から第6号に掲げます事項を記載した申出書の提出をしなければならない旨を規定し、第3項では、当該申し出があった場合は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは当該行政処分または行政指導をしなければならない旨を規定しております。

11ページ、12ページをお開きください。

下田市税賦課条例の一部改正を本条例の附則で規定するものでございます。下田市税賦課徴収条例第22条において、下田市行政手続条例の適用除外が設けられております。本条例改正により、行政手続条例第33条の「行政指導の方式」の規定に第2項を増やしたことにより、項番号の移動が生ずるために改正するものでございます。

それでは、議案件名簿の4ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。附則第2項は先ほど説明しました下田市税賦課徴収条例第22条を本附則におきまして改正するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 下田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 大変質問がないのかなと思って見ていましたけれども、ありそうですが、若干、内容ではございませんが、このような条文をつくる時に、大変かみ砕いたわかりやすい日本語に直すというのが流れであったように思いますが、まだまだ十分字句が統一されていない、そういう認識を持ちます。

そこで1点、10ページの第4章第35条の2項、その（5）で思料というのがあります。この思料というのはどのような意味合いで使われているのかお聞かせいただきたい。大変漢字に詳しくないもので、わかりやすく言ったらどういう書き方になるのかということをお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） この場合、適合しないと思われるときというふうに解釈していただいて結構だと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 第33条の行政指導についてお聞きしたいんですが、行政指導というのは具体的に内容はどういうふうなことを指すのかな。第2項において、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項とかいろいろありますが、その具体的なとか、どういうものを指しているのか。そしてまた、下田市においてかつてこの行政指導というものが行われた実例というものが何かあったら、どういう場合にその行政指導というのがなされたのか。より

理解しやすくなると思うんですが、そこら辺のところについてお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 今回の場合の行政指導は、法令もしくは条例に基づいた場合の行政指導、その場合に適合されます。ですから、下田市の条例等に違反した場合は、それに基づいて、それではだめですよという行政指導をするわけですけども、そのときに、例えばその行政指導が誤っているというふうに感じた場合には、今回はそれを取り消してくださいという申し出ができる旨のことを入れてあります。

それと、例えば本来であれば、行政上、条例とか法律に適合して誤っているというような場合に、それが放置されている場合にはその処分を求めるといったような内容となっています。例えば、勧告等の発動要件が法令に規定されていると。しかし、事実誤認等によりその行政指導が発動要件に達していないような場合には中止等を申し出ることができるというような関係になります。ですから、法律とか条例上定められたものに対して違反等した場合には当然そういう違反について行政指導が出ますので、そういったようなときに今回のこの処分ですとか、第34条の2、第35条の2というものを行政指導の中止を求めるといったことと処分等の求めというものを追加したということになります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） これでちょっと思い浮かぶのは、例えば海水浴条例がありますよね、下田市に。海水浴条例でいつも問題になるんですが、実際に浜地で不法営業しているというふうなことについての、じゃ、その場合の行政指導というのはどういうふうなことになるのか、そこら辺具体的にお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 海水浴条例も条例ですので、それに基づいて今回のものは該当になるということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） ですから、具体的にその場合市は行政指導をどのような形で行うのか、あるいは行ったのか、あるいはこれから行おうとするのか。具体例、今、海水浴条例というようなことを出しましたが、そのほかにもし具体例としてこんなものがあったよということがあればお聞かせ願いたいんですが、とりあえず自分がちょっと思い浮かぶのは海水浴条例

が一番、現実に条例がありながらなかなか適用されていないというような例としては思い浮かぶので、そこら辺のところについて具体的にどういうふうな形で市はその条例に対する行政指導を行っているのかお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 具体的にここでどういったものがあるかということですが、基本的に下田市に条例がたくさんあると思うんですけども、それで規制を求めている条例もありますけれども、その条例に違反して行政指導を出した場合は全てここで一括してこういった行政指導中止も求められますし、処分等を求めることもできるよということです。

ですから、それぞれの担当課のほうでそういったような条例に対するものがどういうものがあるかというのはたくさんありますけれども、例えば景観条例で、ちょっと景観条例は私も詳しくないんですが、色とか何とかを定めてあります。その中で条例に違反したということがあれば、それは処分等の求めもできますし、自分たちがそれに違反していないんじゃないかということであれば中止を求めることもできると。

今回のこの第34条の2と第35条の2が追加になりましたけれども、そういったことは行政指導は今までも行われておりますので、そこは改正してありません。もともと今回の条例自体は下田市行政手続条例の一部改正ということで、その大きな部分が先ほどの第34条の2の行政指導の中止等を求めることができるときの、例えば具体的に申出書を出しなさいとか、その手法についてのそういったものを新たに規定するものです。それと、処分等の求めというところで、申し出には申出書を提出しなければならないと、こういうようなことで追加しているものでございまして、行政指導等はこれまでも行われていたということで、今回によってそこが改正になるというものではありませんので、そういったこととさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ちょっと理解が進んでおりませんので、ご質問をさせていただきたいと思うんですが、具体的に申しますと、大沢の産業廃棄物問題、あるいは土地利用委員会におきます土地開発に伴います土砂の流出等々の公害問題がかつてあったかと思うわけであり、これらのものには当然市の行政指導をすると、こういう形になっておりますので、市民の意向を受けた行政指導と、業者の側がそれは法の解釈の間違いではないか、自分たちの権利の復活をしたいと、こういうことが起きてこようかと思うわけですが、これらの

具体的な事象において、どういうわけで第34条の2と第35条の2、つまり事業者の権利を守るという観点が強くなるのではないかというようなニュアンスを感ずるわけですけれども、その点はどのように理解をしているのか。

そして、具体的に法律のここの追加が出てきたということは何らかの一定の具体的なものがあって国がここの追加、法律の改正をしたという、こういうことではないかと思うんですが、そこら辺の課題というか理解はどのようにしたらいいのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず、今回の改正は法令になっておりますので、法律もしくは条例に違反した場合に出るものです。ですから、先ほどありました土地利用の指導要綱につきましては、指導要綱の中に法律に基づくものもありますので、それは個別の法律とか条例のほうから注意がいくと思います。それについては対象になりますが、指導要綱の中で法律を超える部分のお願いというのは当然出てきますので、その分は今回は対象にはされておられません。

それと、そもそも論の制定の趣旨ということになるとは思いますけれども、実際に行政不服審査法は昭和37年に制定されております。その中で平成20年に全部改正法案が国会に提出されておりましたけれども、成立はされないままとなってきました。ただ、その間に国のほうもいろいろな問題が出てきたということで、行政不服審査法関連3法の一つとして行政不服審査法の全面改定の一環で今回公布されております。

この中で、これらの改正によりまして、行政手続法が守備範囲としない地方公共団体の機関がする行政指導、要は地方公共団体のところは適用除外というふうな形がありましたので、今回、守備範囲としない地方公共団体の機関がする行政指導と条例等が根拠となつてする処分については、行政手続条例を改定して規定するというのが求められたということで、今回、大きなものとして行政指導の中止等の求め、それと処分等の求めというものが記述されております。

それと、背景には行政指導等の中止を、要するに行政側が誤った行政指導をした場合、その場合の申し出手続とかそういったものを明確にしたと。もう一つは、行政側が要するに処分をしない場合、その辺を申し出については申出書を提出するとか、そういったもの、処分の求めを明確にしたということが主な内容です。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎議第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページ、6ページをお開き願います。

5ページは議案のかがみでございまして、下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙6ページのとおり改正させていただくものでございます。

提案理由につきましては、新たに附属機関を設置するためでございますが、名称につきましては「下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」でありまして、事務の内容は「下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関し、市長に答申し、又はその事務の推進について協議若しくは審議する」ものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、議案件名簿6ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、当資料13ページ、14ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側13ページが改正前、右側14ページが改正後で、アンダーラインの引いてあるところが改正の箇所でございます。

その別表の市長の部の「下田市新庁舎等建設基本構想・基本計画審議会」の次に、新たに「下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」を追加するものでございます。

議案の6ページに戻っていただきます。

附則でございますが、施行期日は、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議第10号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） この下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会の人選というのはまだ進んでいないですか。それとも、人選ほとんどメンバー確定しているのか、そこら辺のところ、もし確定しているのであれば名簿というのをいただけないかどうかお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） このまち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会につきましては、先ほどの説明のとおり、総合戦略の策定、それから、推進等に関するご審議をいただくという想定でございます。

一般質問等でも説明しているとおおり、下田市全体の意見を吸い上げる中で策定していくべきだというような国のほうの指針もございまして、いわゆる産・官・学・金・労・言というような、いわゆる産業界、それから国の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成するという予定でございます。

具体的な名簿、素案は手元でございますけれども、いわゆる経済団体等、経済四団体のうちからどのような方をお願いするのか、地方創生の大きなテーマとして起業というテーマがありますので、それについてはやはり地元の金融機関等の協力、理解も得られないとなかなか資金手当てもできないというようなご事情があつて、金融機関のメンバーも入れなさいよというようなお考えだと思いますけれども、それらの方々、それから、実は公共職業安定所さんのほうからも、国の姿勢として創生のプランニングにぜひ協力しなさいというようなお話もいただいておりますので、国の機関として雇用の場の確保という意味合いから公共職業安定所さんのほうもお願いしたらいいのかなと、このようなふうに考えています。

あとは子育て・就労の面から言えばPTAの連絡協議会さん、その後、区長会長さんとか

下田市女性の会さん、それから、いわゆる大学等との連携というのもテーマなんですけれども、当市におきましては実際には大学はございませんので、直近でも三島でしょうかね、日本大学の国際関係学部ですか、それがあるといような状況かと思うんですけれども、そうは言いましても、高校を卒業した時点での下田市から、当市からの流出の要因というのものも、その辺も勘案することも重要かといようなことで、原案では下田高校からもご参加いただくかなといようなことで考えているところです。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） わかりました。

総数が何人ぐらいになるのか、そして構成の割合、もしそういうふうなのが、例えば金融界とかいろいろ今おっしゃいましたが、そこら辺の大体の構成の割合がありましたら、それを見せていただきたいなといふふうに要望します。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） これは戦略策定は27年度中に一応策定して、その策定の進みぐあいをこの協議会がめっぱっているという感じで、それをめっぱってちゃんと進めなかったらだめだよと、そういうようなことをする協議会になるわけですか。

そしてまた、これは2020年までですよ、たしか。その5年たったときはどうなるのかをお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 議案等でも先ほど説明しましたとおり、その協議会の中で協議していただく事項については、第一義的には総合戦略の策定に関する事項、これはもちろんのことでございます。その前段として人口ビジョンについても検討していただくと。

お尋ねの総合戦略については向こう5年間の計画でございますので、あわせて、今回の計画においてはいわゆる目標を設定した中で施策を立案し、それを実行していくという形になりますので、そういう意味で、5年後に検証するという任務もこの委員会のほうに分担していただく予定であります。

ということで、ご質問にはなかったんですけれども、任期としては、通常、審議会等の任期につきましては、市長の諮問に対して答申をもって終わるといパターンと、それから、

あらかじめ年数を定めてその期間お願いしますよというパターンと二通りあるかと思うんですが、今回のケースは後者の期間を定めてということで、なかなか例はないかと思うんですが、先ほど来言っているように向こう5年間の計画ですので、一応任期としては5年を想定しております。その中で、まず、初年度に計画を策定していただくと。それに対して進捗の管理等もお諮りするというようなことをあわせてやっていただくということを想定しております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第11号についてご説明申し上げます。

議案件名簿の7ページをお開き願います。

議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、8ページの内容のとおり改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務規定が設けられました。特に、指定病院等におきましては、市区町村の選挙管理委員会が選定した立会人を立ち合わせることに努めることとなったため、新たに外部立会人の報酬を定める必要が生じたものです。また、あわせて投開票管理者、立会人等の報酬額を国の基準に合わせるための改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の15ページから17ページにかけてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、15ページをお開きください。

改正後と現行の比較表を掲載してございます。現行では日額9,000円と1万2,000円という分け方となっておりますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に合わせた場合の日額を

そちらのほうに記載してございます。区分は役割により細分化し、報酬額も記載のとおり改正するものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の16ページ、17ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

別表中、3区分であったものを、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に規定する額とし、投票所及び期日前投票所の立会人が時間内に交代する場合は、立ち会い時間に応じて按分した額とするものでございます。また、区分欄に新たに不在者投票の指定施設における外部立会人を設け、報酬の額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額とし、1日のうち一部の時間に従事する場合は立ち会い時間に応じて按分した額とするものでございます。

それでは、議案件名簿の8ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第11号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 今の時期、賃下げが行われるようなやつというのは余り聞かないんだけど、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのは前から、昔から多分あったと思うので、これはこちらの法律の日額が下がったんでそれに合わせて下げるという理解なんですか。それとも、もともとは別の基準の、この条例も多分ほかの何かのものを持ってきてつくってあると思うんだけど、その基準になっている国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律以外のところを持ってきたのを、今度この国会議員の選挙というのに変えたということですか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 今回の改正は、今回、国のほうで外部立会人という制度が、1万700円という関係ですけれども、それが入ったということで、それは入れる必要があったんですけれども、下田市の基準が国の基準と異なっていたと。近隣とか県内の市町を見ます

と、今回、下田市が改正したように国の基準と合わせているところが、調査した中では22市町、これは政令指定都市を除きますけれども、が国の基準となっております。それと、17市町については下田市と同じように国の基準と合わせるというような文言の書き方ということで、周辺の状況等見まして、これを契機に下田も国の基準に合わせたいということでございます。

外部立会人の制度は、今度新たに努力義務規定ですけれども追加されまして、これは例えば下田の病院等によその市町の方が入っていると。そのときに、これまでは病院の中で立会人を設けて実施してきたわけなんですけれども、より公正さを保つようにということで、今回、外部立会人という制度が導入されました。この外部立会人につきましては、下田市の例えば書記とかそういった者が、他の市町の方が下田の病院にいる場合、病院の要請があれば外部立会人としてそこに行くような形になります。ただ、その負担は下田市ではなくて他の市町のほうの負担になりますので、ここでこの1万700円ほどこの市町も同じような額でやらないと、公平さとかそういったものでちょっとおかしくなってくるというふうな認識をしております。

そういったこともありまして、下田市は条例で1万2,000円と9,000円という2種類の規定しかしてこなかったわけですが、今回その外部立会人の金額を入れるに当たって、国の基準に合わせようということで今回提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 理由はわかったんですけれども、これまで結構大変だなと思って、1日あそこにいるのも。その人たちの報酬を引き下げる必要が本当にあるのかな。別に今まで一応国の基準があるよと、国の基準はあるけれども独自で定めてやっても構わないよということで多分独自で定めていたと思うんです。外部立会人が新たにできたということで、その人については合わせようかという動機づけもわかるんだけど、ついでにみんな下げちまおうというの何か、ここで立会人になっていただく動機づけとしてはすごく弱いというか、その辺は本当に気楽に下げていい、気楽という言い方は悪いけれども、下げなくてもいいんじゃないかと思うけれども、どうですか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 説明資料の15ページをちょっと見ていただきますと、これ以上上がる場所、下がる場所があります。特に大きく下がりますのが期日前投票所の投票立会

人と。これまでは期日前投票所の投票立会人は1万2,000円ということで、投票所の投票立会人と同じ額ということです。ただ、投票所につきましては今7時から8時までという、そういう長い時間をやっております。期日前投票所の投票立ち会いについては、8時半から夜の8時までというような形でやっておりますので、時間も異なりますし、そういったことで同額というのはどうなのかというのは、拘束時間等考えますとその辺が出てくるということです。同じように、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者についても同じような時間の関係が出てまいります。

それと、国の基準で例えば投票管理者と立会人の額が異なっているというのは、管理者については当然責任の重みが違いまして、当初、投票箱のところからお話しさせていただいて、最後までその管理をするという職務上のこともありますので、そういった形で国のほうはこういう基準を設けているというふうに理解しております。

それからしますと、時間の問題とかそういったこともありまして、今回、国の基準に変えていくのを下田市としては選んだわけですがけれども、確かに議員がおっしゃいますように、投票管理者と立会人の額、今まで一緒だったわけですがけれども、そういった中で今後その辺の額が違ってくるということにつきましては、こちらからも今後お願いするときにこういった理由でということとは十分説明した中でお願いしていく必要性は感じております。ただ、総体としまして、先ほど申しました時間の問題ですとかその責任の問題、そういったことから考えますと、国の基準に今回合わせていくのがよいのではないかとというふうなことで提案させていただいたというわけでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第12号についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページをお開き願います。

議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、10ページから12ページのとおり、第1条から第6条により6件の条例を一括して改正するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、新たな教育長からは特別職となるため、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の18ページをお開き願います。

18ページは法改正の概要を説明したものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものでございます。

議第12号は、説明資料のポイント1「教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置」に伴い、必要な改正を行うものでございます。今回の改正では、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くこととなっており、新教育長は、任期は3年となり、特別職の身分のみを有するものとなるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の19ページ、20ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部改正でございますが、第2条第1項副市長の次に「教育長 月額54万5,000円」を加えるものでございます。第3条給与の起算の改正は、見出しを給与の起算等とし、市長、副市長及び教育長に対応できるように改正するものでございます。

次に、下田市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、別表支給対象者（1）の副市長の次に「、教育長」を加え、金額を円表示とするものでございます。

次に、下田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございますが、教育長が特別職となり、給与等を規定する必要がなくなったため、条例名を教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の特例に関する条例に改め、第1条を趣旨とし、教育長の勤務時間等及び教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものに改正するものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。

第2条給与及び第3条旅費の規定は、市長、副市長と同様の扱いとなるため削り、第4条にただし書きを加えて第2条とするものでございます。第3条として、教育長の職務に専念する義務の免除規定を新たに加えました。その理由でございますが、教育長は一般職として位置づけられていましたが、特別職となったことで地方公務員法の職務専念義務の適用から外れることとなります。一方、今回の法改正で新たな教育長の職務専念義務が追加されたため、本条例で定める必要が生じたものでございます。

次に、下田市職員定数条例の一部改正でございますが、第1条中の「教育長を除く。」を削るもので、新たな教育長は特別職となるため記述する必要がなくなったものでございます。

23ページ、24ページをお開きください。

下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、教育委員会委員長は新たな教育長就任後は不在となるため規定を削るものでございます。

下田市職員互助会設置条例の一部改正でございますが、新たな教育長は常勤の特別職となるため、第2条第1号中の「教育長」を削るものでございます。

25ページ、26ページをお開きください。

下田市特別職報酬等審議会の答申書の写しでございまして、教育長が特別職に切り替わることに伴い諮問したもので、現行どおり54万5,000円とすることが妥当な旨の答申を受けたものでございます。

なお、27ページには委員名簿を掲載しております。

それでは、議案件名簿の11ページをお開きください。

附則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次ページをお開きください。

附則第2項から第7項までは、今回一部改正する第1条から第6条までの6件の条例の経

過措置を規定したもので、各項で規定しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項」の規定でございますが、旧教育長に関する経過措置を規定したものでございます。その内容は、法律の施行の際、改正前の法律において在籍する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するとしているものでございます。

附則第2項から第7項までは、今回一部改正する第1条から第6条までの6件の条例は旧教育長には適用せず、改正前の規定が効力を有する旨の経過措置を規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第12号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 今回、首長が教育に関する大綱を策定するという事になったんですが、この大綱について議会との関係はどのようなものになっているんですか。例えば報告義務があるとか、あるいは全くないよとか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 説明資料の18ページのほうに、教育委員会制度はこう変わるといものをつけてございます。その中で、今、伊藤議員のご質問のポイント4の大綱と、教育に関する大綱を市長が策定というところがありますけれども、こちらのほうは教育総合会議を開催することになります。教育総合会議の規定は、一応総務課のほうで市長部局ということで、前この議会の中でも、教育委員会か市長部局になるか決まらないというお話がしてあったんですが、総務課のほうで教育総合会議は所管するというような形をとっております。

それで、この大綱の策定については、教育総合会議は要綱で定めてつくるようにしますが、大綱については、例えば議会の議決ですとか報告というような義務は生じてはおりませんが、当然教育に対する大きなことを定めることになりますので、その策定については当然議員の皆さんには、こうなりましたとか、そういったような報告はする予定であります。

この策定の仕方としては、教育委員会としてはまだ、教育委員会自体は委員会自体残りま

すので、その大綱は基本的には素案については教育委員会のほうでつくっていただいて、その後、こちらのほうで教育総合会議を総務課で主宰しまして、市長部局とのすり合わせをするというような形で予定しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 特に義務づけはないとは思ったんですけども、慣例で大体こういう大事な問題は全協か何かでいつも報告してもらっているというふうに認識しているんで、この大綱についてもそういう方向を踏襲するということなので、それではよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 大綱についてなんですが、平成18年の教育基本法の改正で、国は教育振興基本計画を策定するというふうな項目がありまして、地方も地方に合った教育振興基本計画をつくるというふうなことが条文に書かれているんですが、それを前に質問したことがあるんですが、国がどうのこうのと言って、いまだに策定されていないようなんですが、それとこの大綱とはイコールのものなのか、それとも教育振興基本計画というのはつくって、それにのっかってこの大綱というものを、一応5年間だと思んですが、作りかえていくのか、そこら辺の関係はどういうふうになるのかを1点お聞きします。

もう1点、今回、教育委員会が大幅に変わるようなんですが、教育長が首長の任命ということですので、教育委員会のメンバー全てが首長、市長が任命するという形になると思うんですが、そこら辺のところでは教育委員会の独自性というのがどのように保障されるのかどうか。ここには依然引き続き執行機関として残るというんですが、執行機関というのは何なのか。学校教育課、あるいは生涯学習課が行政部局として執行すればそれで済むようなものではないのか、教育委員会のこの場合の執行というのはどういうふうなことを意味するのか、そこら辺のところについてお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 教育振興基本計画ですけども、今、下田市は策定されていないというふうに聞いています。ですけども、この大綱はつくらなければなりませんので、大綱については新たにつくるということでございます。もし教育振興基本計画があれば、それは参酌した形で大綱のもとにもできますし、必要な事項が盛り込まれていればそれを大綱

とすることも可能というふうに伺っております。ただ、下田市の場合はありませんので、大綱を新たにつくるというような形となっております。

それと、教育委員会の独自性というところですが、先ほども18ページの教育委員会制度はこう変わるというところの上の段に、これまでの教育委員会の課題というものがあまして、今回の教育委員会の改革はどういうふうな内容が主な内容かと、この矢印の右側のほうに書いてあります。

それで、政治的中立性の確保ということで、教育委員会は引き続き執行機関、総合教育会議は市長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているというような内容が書いてあると思いますけれども、基本的には教育委員会としての執行権限は留保されているということで、政治的な中立性は確保されるというふうに解釈しております。

それと、現在の下田市の進め方としては、そういったもとになる大綱の基本的なものは教育委員会で原案、素案を策定していただいて、市長部局と詰めると、市長と詰めるというような形で調整してまいりたいと考えております。

それと、引き続き執行機関というのは、教育委員会は市長部局と機関として分かれて独立しておりますので、そういった意味で、これまでどおり引き続き独立した執行機関として残るといような解釈していただければよいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 大綱を下田市はつくりますと。教育振興基本計画についてはつくっていませんというふうなことですが、教育振興基本計画というのは、これは教育基本法の第17条かなんかに載っているわけですね、地方もつくりなさいと。教育基本法に載っているものをつくらなさいと大綱をつくりなさいと。じゃ、大綱の根拠となるのはどういう法律なのかというのをまずお聞かせください。

それと、教育委員会の独自性というのが保障されているんだというふうなことですが、さっきも言ったように教育委員会のメンバーは市長が任命しますと。議会の同意を得て、承諾を得て市長が任命しますと。今までの教育委員会という会合ですか、議論の場、それにも総合教育会議ということで、これは市長が主宰するわけですよ。そういうふうな中で、じゃ、どのように教育委員会の独自性というものが保障されていくのかというふうなことがちょっとよくわからないんです。

執行は誰がするのかといえば結局行政がするわけで、行政の中に学校教育課、生涯学習課、

ほとんど行政の一部です。現状はまだ教育委員会の下にあるような形になっていますが、実質的にはもうほとんど他の部局と同じような形で運営されていると思うんですが、そこら辺のところ、じゃ、教育委員会の独自性というのはどのように保障されていくのか、もう一度お聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 教育委員会の独自性ということですが、まず、先ほどの資料のところのポイント3に総合教育会議というのがあると思います。これは要するに教育長も含む教育委員会のメンバーに市長が入るとい、そういう会議です。教育委員会は先ほども言いましたように調整されない事項は留保されるという、そこで市長が入って総合教育会議の中で何か決めようとしたと。ただ、教育委員会のほうと市長との話の中で調整がどうしてもつかないという場合は、その最終的な執行権限は教育委員会に留保されるということですので、市長が例えば一人で何かを言い張っても、それは執行する必要がないというような規定となっております。そういった面で教育委員会の独自性は保とうというのが今回の改正の中の大きな話となっております。

それと、教育振興基本計画は努力義務だと思いますので、それが今は策定されていないということです。それで、大綱のもとになるものというお話ありましたけれども、今回、大綱は新たにつくるということです。ただ、先ほど言いましたように市長部局でゼロからつくことは無理だと思っていますので、教育委員会は教育委員会としてありますので、教育委員会のほうでその素案とかもとになるものをつくっていただいて、それを市長部局というか市長のほうと調整して、合意を得た中で策定されたものが大綱になるということで理解していただいていると思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） もう一度言いますが、教育振興基本計画は、これは国の教育基本法の中に書かれている問題で、それが努力義務であって、大綱のほうはどこに根拠法もないんだけれども大綱はつくり、これはつくり。これは順序が逆じゃないですか。国の法律で書かれたものはまずつくりなさいいけない。それに基づいて大綱をつくるというなら話はわかりますが、国の教育基本法に書かれたものは、これは努力義務であると。大綱は根拠になるのは何か、それはないと言っている。ただ下田市はつくりと。どこの条例とか法律、下田市のに載っているわけでもなく、下田市は大綱をつくりと。これじゃ順序逆じゃな

いですか。

もう1点、教育委員会、教育委員5人が決めれば首長が一人でギャーギャーいってもそれは決まらないんであってというふうな言い方しますが、総合教育会議のところに首長が招集すると書いてありますよね。総合教育会議そのものを首長が招集するとなっていますよね。それがね、教育委員会がああだこうだ、もうあれだから首長が何を言ってもそんなあれではないから独自性が保たれます。そんな言い方が通ると思いますか。もう一度お聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 順序が逆ということですがけれども、大綱は今度つくらなければならぬからつくります。だから、大綱は最終的に総合教育会議の中でつくることになりますので、それはつくらなければならぬことですのでつくりますけれども、先ほどの教育振興基本計画は努力義務ということですので、それがつくっていなかったと。今度、大綱はつくらなければならぬからつくります。それは法的な話ですので。

すみません、教育委員会関係の努力義務規定というのはちょっと教育委員会のほうで調べてまいります。大綱のほうはつくるわけですから、それはつくらなくてもいいわけではなくて、つくるといことです。それで別に順序が逆ということではなくて、つくるべきものはつくらなければならぬということに理解していただいていると思います。

それと、あくまでも総合教育会議を主宰するのは市長です。その事務委任とかそういったことで教育委員会に任すことはできるんですけれども、ただ、それについては前の議会のごときに、どちらが事務局をやるのかという話がありましたけれども、あくまでも主宰するのは市長部局のほうで、集まっておりますけれども、その正式なメンバーは市長、教育長と教育委員です。あくまでも市長部局のほうで、例えば総務課が集める場合には文書等は、要するに庶務的なことは行いますけれども、その大綱ですね、大綱をつくる素案とかそういったものは教育委員会につくっていただきたいということで今調整しておりますので、市長部局で教育委員会のことを全て把握して今から作り出すというのはかなり無理ですので、素案は教育委員会のほうでつくっていただくと。それについて市長部局のほうと調整をします。その調整することによって、その計画の実現性ですとか、その計画が絵空事にならないというようなことを今回の制度の中でも狙っていると思いますので、そういった形で市長部局と教育委員会というところが連携を密にして、教育行政にいい影響を与えていくというのが今回の制度の趣旨です。

これがそうならないということではなくて、それはお互いに市長部局も教育委員会部局も相互に理解してやっていくということで、基本的には、教育委員会の職員、市の当局の職員とどうなのかといえば、そこの中では異動したり何かしている中ですので、そこで敵対して、どうしてもこうだとかということが起こらないようにうまく調整して、教育行政をそこにある問題点等を解決して今回の改革がうまくいくというふうにしていくのが基礎自治体の責務として出てきているというふうに感じております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第13号～議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第13号から議第15号までを一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案件名簿14ページから17ページの内容のとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、給与制度の総合的見直しに基づきまして、職員の給与表の額及び単身赴任手当の額の見直しを図るものでございます。

人事院は本年8月7日に国会及び内閣に対し平成26年度人事院勧告を、また、静岡県人事委員会は10月17日に県議会及び知事に対し平成26年職員の給与等に関する報告書及び勧告を行いました。

人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとしたし

まして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないよう、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上でも必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成26年度人事院勧告のうち、月例給の引き上げ、ボーナスの勤勉手当の0.15カ月引き上げにつきましては、11月臨時市議会におきましてご審議いただいたところでございますが、平成27年4月1日を実施時期とする給与制度の総合的見直しに関する事項は、組合との継続交渉となっておりました。職員組合との交渉の結果、2月3日の団体交渉におきまして合意を得たため、議案提出させていただくものでございます。

継続交渉の主な内容でございますが、民間賃金水準の低い12県の官民較差と全国の較差との率の差、それらを踏まえまして、俸給表水準を平均2%引き下げ、さらに、単身赴任手当の引き上げ、再任用や任期付職員の給与表の引き下げが主な内容となっております。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきた労使慣行を尊重、堅持し、また、情勢適応の原則にも配慮した上で、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定等の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の28ページをご覧ください。

単身赴任手当でございますが、月額2万3,000円であったものが、月額3万円を超えない範囲内で規則に定める額とするもので、人事院規則により平成27年4月1日から月額2万6,000円とされており、段階的引き上げが予定されております。加算額は職員の住居と配偶者の住居との交通距離による加算で、月額4万5,000円を超えない範囲内から、7万円を超えない範囲内とし、平成27年4月1日からは、人事院規則により距離数に応じて増額されるものでございます。

次に、俸給表関係でございますが、当市におきましては、平均1.7%引き下げるもので、1級及び2級の低位号俸は引き下げておりません。その結果、2級の改定率は1.59%の減、3級から5級は1.94%の減、6級は1.95%減の改定率となるものでございます。

次ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございまして、これ以後のページも同様でございます。

第11条でございますが、単身赴任手当の月額を2万3,000円から3万円に改正するもので、平成30年3月31日までの段階的引き上げにつきましては、後ほどご説明申し上げますが、本条例附則第6項において、単身赴任手当に関する特例として規定しております。加算額につ

きましては、職員の住居と配偶者の住居との交通距離による加算で、月額4万5,000円を超えない範囲内から、7万円を超えない範囲内とするものでございます。

次に、別表給料表の改正でございますが、29ページから36ページにかけまして、別表給料表の改正前、改正後を記載しておりますが、アンダーラインの部分につきまして別表を改めるものでございます。

給料表につきましては、1級は引き下げなし、2級低位号俸は引き下げず、13号給200円から125号給の9,800円までの幅で、3級は4,500円から1万4,300円の幅で、4級は5,100円から1万5,000円の幅で、5級は5,600円から1万5,400円の幅で、6級は5,800円から101号給1万6,100円の幅でそれぞれ引き下げるものでございます。また、6級に102号給から109号給までの8号給を増設しております。

なお、引き下げに関しましては、本条例附則第3項におきまして3年間の現給保障を規定しております。

35ページ、36ページをお開きください。

次に、附則第6項の改正でございますが、平成18年の給与構造改革、これは下田市は平成19年から実施しておりますが、その改革によります引き下げのときの現給保障を規定したものでございます。今回、これを平成27年3月31日までの間と期限を設けたものでございます。

その理由でございますが、その後の人事院勧告におきまして、当該現給保障は平成26年3月までの期限となっており、また、今回の引き下げにも3年間の現給保障があるため、現給保障をさらに現給保障することになるという事態を避けるため、職員組合と合意に達したものでございます。

それでは、議案件名簿の17ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、給与構造改革から平成27年4月1日の切替日までに昇格した職員については、切替日に昇格した場合と比較し有利な号給に位置づけることができるという規定でございます。

附則第3項は、平成30年3月31日までの3年間の現給保障を規定したものでございます。

附則第4項は、新規、中途、派遣職員等が新たな給与表の適用を受ける場合、現給保障を受けている職員と比較し、必要と認めた場合は、現給保障されている職員に準じて給与を支給する旨を規定したものでございます。

附則第5項は、平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例を定めたもので、3年間は「3万円」を「3万円を超えない範囲内で規則に定める額」とするものでございます。規則に定める額は、人事院規則に合わせ、平成27年4月1日からは月額2万6,000円とするものでございます。

附則第6項は、現行の現給保障に平成27年3月31日までの期限を設けるための規定でございます。

続きまして、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の18ページをお開きください。

提案理由でございますが、給与制度の総合的見直しに基づき所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、説明資料37ページ、38ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正の内容は、第5条第1項の表中、職務の級それぞれについて改正後のとおり引き下げるもので、引き下げ額は1級、2級の1,200円の減額から6級の4,300円の減額となっております。現在は2級に2名の再任用職員が在職しております。

第4項は、単身赴任手当を支給対象とするため新たに適用しない手当等を規定したもので、給与条例第5条は、初任給、昇格、昇給の基準、第6条の2は給料の調整額、第7条の2は管理職手当、第8条及び第9条は扶養手当、第9条の3は住居手当を規定しており、それらは再任用職員には適用しない旨を規定したものでございます。

それでは、議案件名簿の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、平成30年3月31日までの3年間の現給保障を規定したものでございます。

続きまして、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の20ページをお開きください。

提案理由でございますが、給与制度の総合的見直しに基づき、所要の改正を行うものでご

ざいます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、説明資料の37ページ、38ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところがございます。

改正の内容は、第6条第1項の表中、職務の級それぞれについて改正後のとおり引き下げるもので、引き下げ額は1級の7,000円の減額から5級の1万2,000円の減額となっており、国の基準と同額としております。

それでは、議案件名簿の21ページに戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、平成30年3月31日までの3年間の現給保障を規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 会議の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩します。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時 8分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第13号から議第15号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 先ほど、再任用は2名現在いるというふうな、2級ですか、2級とかに2名いるとかというような説明を受けましたが、どのようなところでこの2名が再任用されているのか。それについて、まず教えてください。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 再任用の2名は運転手さんと調理員でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） この再任用というのは平成27年度以降少しずつ増えてくることが予想されますか。それとも、このくらいの数字でおさまっていくのかなというふうなことについて予測をお願いします。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 再任用職員については、ちょっと定員の関係とか、あと、そちらが増えれば新規採用にも支障があるということで、今後、本人の希望等もありますけれども、退職する中でそういった方の動向も見た中でということになると思います。ですから、今後増えていくかどうかということですが、その辺は退職者の希望ですとか採用の関係、それらとの関係で決まってくると思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 前にこの再任用の条例の制定のときにも、私は、できれば今の下田の雇用状況を見たときに、特に若い人たちに優先的に職を与えていくような、そういう方法のほうがいいんじゃないかと、できるだけ再任用というよりは新規職員の採用という形でやっていくべきだというふうに言いました。そういう意味で、再任用のこの条例に関しては反対意見を申し述べたんですが、今もその考えは変わっておりませんので、今後もできるだけ新規職員の採用という形で下田に若い人たちが雇用で残っていけるように、働いて残っていけるようなことをまず第一に考えてやっていただきたいというふうに要望します。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時12分散会